

議案第18号

福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業において、地球温暖化対策の強化を図り、及び新型コロナウイルス感染症対策を講じるため要求水準を変更したこと等に伴い、当該事業に係る契約の契約価額及び履行期間を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更について

議案第136号をもって令和2年6月23日に議会の議決を経た福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部を次のように変更する。

3 契約価額 25,207,599,351円。ただし、需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。

〔元議決 22,876,209,168円。ただし、需要、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。〕

5 履行期間 令和22年3月31日まで  
(元議決 令和21年3月31日まで)

(参考)

需要、物価又は金利の変動等により変更した令和4年10月11日現在の契約価額は、23,864,897,504円である。